

## 平成 29 年度 第 3 回市川市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会会議録（詳細）

1 開催日時：平成 29 年 9 月 20 日（水）午後 1 時～3 時

2 場 所：市川市役所仮本庁舎 4 階 第 4 委員会室

3 出席者：

会 長 庄司委員

委 員 山崎(文)委員・柴田委員・松浦委員・村山委員・石原委員・小野委員・長坂委員  
市川市自立支援協議会

山崎(泰)委員・朝比奈委員・内野委員・松尾委員・磯部委員・廣田委員

事務局 障害者支援課（高橋課長・池澤主幹・石田主査・植草主任主事）

発達支援課（鷺沼課長・野口主幹）

4 議 事：

(1) 開会

(2) 計画素案について（自立支援協議会との意見交換）

(3) 閉会

《配布資料》

■分科会資料 4 第 3 次いちかわハートフルプラン素案

■分科会資料 5 第 3 次いちかわハートフルプラン策定に向けた市川市自立支援協議会  
からの提案

■分科会資料 6 障害者団体連絡会からの第 3 次いちかわハートフルプランへの提案事項

## 1 開会

### 【 午後 1 時 30 分開会 】

事務局： 本日は、戸坂委員より欠席とのご連絡をいただいております。  
委員の方 8 名が出席ですので、分科会の開催は成立していることをご報告させていただきます。

## 2 計画素案について（自立支援協議会との意見交換）

庄司会長： それでは、平成 29 年度第 3 回障害者福祉専門分科会を開催いたします。  
本日の議題である「計画素案について（市川市自立支援協議会との意見交換）」についてですが、本日は市川市自立支援協議会の委員の方々にご出席いただいております。初めて顔を合わす方もおりますので、簡単に自己紹介をお願いします。

○分科会委員より自己紹介

○自立支援協議会委員より自己紹介

庄司会長： ありがとうございます。  
それでは、まずは分科会資料 4 について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局より分科会資料 4 の説明

庄司会長： ありがとうございます。  
引き続き、分科会資料 5 について、自立支援協議会の代表の方からご説明をお願いします。

○自立支援協議会より分科会資料 5 の説明

庄司会長： ありがとうございます。  
最後に、分科会資料 6 について、障害者団体連絡会の代表の方が本日都合により出席できませんので、村山副会長からご説明をお願いします。

○村山副会長より分科会資料 6 の説明

庄司 会長： それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

小野 委員： 分科会資料 5 の 103 ページの地域生活移行者数の目標値が 9 名となっておりますが、正しくは 19 名ではないでしょうか。  
また、65 ページに「就労継続支援 B 型などの工賃は安く」と書かれていますが、具体的な数字がなければ、実態がわかり辛いと思います。

廣田 委員： 就労継続支援 B 型の工賃は千葉県の平均で 13,000 円弱となっております。障害年金を受給している場合はその金額と工賃が収入となりますが、それだけでは一人暮らしは難しく、現状では、生活保護の受給率が非常に高くなっております。

山崎(泰)委員： 障害基礎年金の2級が月額67,000円で、就労継続B型の工賃の平均の13,000円を足すと8万円となります。これは市川市で一人暮らしをした場合の生活保護基準額である約12~13万円を下回っています。生活保護基準額が健康で文化的な最低限度の生活を営むための基準であることを鑑みると、小野委員の仰るとおり、具体的な金額を記載した方がよりリアルな実態が示されるかもしれません。

事務局： 地域生活移行者数の目標値につきまして、ご指摘のとおり正しくは19名でした。

小野 委員： 分科会資料5【3】「3場の必要性」に「◎仕事後に立ち寄れる場所、ニーズをすくいあげる場所が必要となる。」とありますが、具体的にどこにどのような場所をつくることを想定されているのか教えて下さい。

廣田 委員： 職場の揉め事や家族とのトラブルによって働き続けることが難しいといった相談や、愚痴のような相談を受けますが、利用者の退勤後の相談なので18時以降にスタッフが対応しています。こういった相談は精神障害のある方が多いのですが、薬との飲み合わせからお酒が飲めない、職場の方との食事に付き合えないという方もいます。そういった方も立ち寄れるように、北部・中部・南部に3分割し、事務所やカフェのような場所を設置することを想定しています。

松浦 委員： 今回の行政の財政状況を考えると、新しい施設を設立するよりも既存の施設を活かすことが現実的だと思います。例えば地域活動支援センターは柔軟な活動ができる場所で、役割としても分科会資料4の131ページに書かれており「憩いの場」「集いの場」「ピアサポートの場」となっており、仕事後に立ち寄り相談をするという場所に適しています。しかし、退勤後の時間や休日の開所をするにはマンパワーが不足しておりますので、財政的な補助を検討して下さい。

朝比奈 委員： 障害の重さとは関係なく、人間関係の築きにくさに困難を抱えている人は就労しても自宅と職場の行き来になってしまい、ストレスを抱えてしまいます。軽度知的障害者特別支援学校の卒業後の支援で一番大事なのは余暇の過ごし方と言われています。生活を膨らませたり、質を高めるといったご自分だけでは難しいことをサポートすることによって、仕事のパフォーマンスも上げられますので、働き続けられるように支援するには、生活全体に目を向ける必要があります。

先ほどの地域活動支援センターを活用するご提案につきまして、市川市の良いところは小規模の事業所が点在していることだと思います。通所施設は16時頃に利用者が帰るので、人件費を補助すれば、その場を使い様々なバリエーションの支援ができると思います。また、地域包括ケアシステムという枠組みを考えると、小規模の障害者施設を活用すれば生活困窮者や高齢者にも活用で

きる可能性があるので、是非この取組みをご検討下さい。

村山 副会長： 分科会資料6の精神障害の方のひきこもり、自殺願望者の困難ケースへの支援体制について、具体的に計画に盛り込むためには、どこでどのような対策が必要となるかご提案があれば教えて下さい。

山崎(泰)委員： 自殺未遂は夜間に起こることが多く、保護や治療を行った警察や消防の方から「朝まで心配だ、なんらかのフォローが必要だ」という問題提起があったことを耳にしました。自立支援協議会では当番制で自殺未遂の方のフォローしていけないだろうかという話を進めています。既存のものに新しい機能を付けるという話がありましたが、それでも費用はかかります。自殺未遂の頻度や家族の支援が望めない方の人数など必要なデータを集めてサポートの仕方を検討していきたいと考えております。

松尾 委員： 現状として、基幹相談支援センターへくるに、ひきこもりの相談が多数寄せられており、中には20代からひきこもり、現在は50代、ご両親は80代というケースもあります。

保健所等よりご協力いただいて、訪問やご家族との接点を持てるよう働きかけるといった個別の取組みはしております。

支援体制については現在お答えできませんが、当事者より「明日なら、来月になったら外に出られる」といった日々の積み重ねからひきこもりが長期化し」と聞きましたので、初期の段階で対応できればと感じます。そのために、ひきこもりが長期に至る前に相談できるような情報提供が必要だと思えます。

村山 副会長： 人との信頼関係を築くことが難しいとひきこもりが長期化するので、人と関係を持てるように同じ方が根気よく支援をして欲しいと思えます。また、外に出られるようになった後も、どこかの活動に加わるまでに時間がかかるので、やはり同じ方がずっと支援をして欲しいということが、当事者の願いだと聞いております。

また、自殺について話でしたが、ひきこもりや自殺願望の方へ対応できる人材・体制を整える必要があると思えますので、そういった文言を計画に盛り込んでいただきたいと思います。

内野 委員： 相談支援部会でもひきこもりは課題となっております。高齢者の支援の際、高齢者サポートセンターと民生委員の連携やケアマネの訪問によって同居家族のひきこもりが発覚します。高齢者サポートセンターは市内に15カ所ありますが、基幹相談支援センター2カ所なので、同じ役割を担うことはできないと思われるので、段階的に事業を拡大する必要があります。

石原 委員： 市川健康福祉センターでは障害をお持ちの方、ひきこもりの方より、不安になって夜間一人でいられなくなる方から不安になった時、どこにいったらいいのかという相談を受けますが、当センターで受けている相談は氷山の一角であると思えます。皆様はこのような相談を受けた際にどのような対応をされてい

るのか教えてください。

長坂 委員： 基幹相談支援センターへくるでは居住サポートという形で夜間の対応をしています。18 時以降が相談の件数がピークとなりますが、20 時～21 時、朝方も相談が多々あり、ほぼ毎日対応しています。

庄司 会長： 相談内容はこういったものでしょうか。

長坂 委員： 相談内容は様々です。また、相談をする方はこれまで関わりのあった方が多い傾向があります。

山崎(泰)委員： 石原委員の仰るようなケースは高齢の場合であればケアマネに連絡が来ますが、障害の場合は基幹相談支援センターやがじゅまるに連絡が来て対応しているのが現状で、その原因はセルフプランの割合の高さにあります。

セルフプランの割合の高さはセルフプランを望む方が多いのではなく、マンパワーが不足していることからなので、東京との賃金の格差や事業所の運営の都合等あると思いますが、市川市に相談支援専門員の方が根付いて頂けるように計画に盛り込む必要があります。

なお、現状の相談支援専門員不足を補うために相談受付窓口の障害者支援課への一本化や基幹相談支援センターの拡大・拡充を提言しております。

庄司 会長： セルフプランの割合が高い現状についてお話いただきましたが、セルフプランと相談支援専門員の方が作ったプランの違いについて教えてください。

内野 委員： セルフプランの場合、自分の好きなように立ててしまいます。そして、市への申請も割と通ってしまいます。その後、担当者会議をしたり、事業所を探したりします。その際に、制度上、希望通りにはならないことが多いです。本来相談支援専門員が調整する部分ですが、本人には制度がわからないので、サービス事業者に丸投げになってしまいます。どうにかしたいと努力する事業者もありますが、そもそもその役割をサービス事業者が担うところなのかという疑問があります。

また、そのような進め方では制度が確立していきません。グレーゾーンのプランが横行してしまい、質の低下にもつながる恐れがあります。

さらに、親が立てると子供の意思が反映されているかわかりません。例えば、両親が休日は休みたいと考えたら、お子様は一週間ずっと日中は外出になってしまいます。

以上の観点から相談支援専門員のような公正中立な立場の人が必要となります。

朝比奈 委員： 話が戻りますが、夜間の対応について、この問題は色々な側面から捉える必要があります。えくるのような場所を増設していけばいいという単純な話ではないと思います。がじゅまるでは 24 時間対応しておりますが、夜間の相談が一時的に頻繁になる方は日中の生活がうまくいっていないことが多く、生活全体の立て直しの必要があります。

地域生活支援拠点の相談の機能を肉付けをし、体制を整えることや働いた後の時間に立ち寄る場を作るなど、色々な側面から生活全体へのアプローチをすることで安心した地域生活が実現できるのではないのでしょうか。

村山 副会長： 3点ございます。

1点目に分科会資料5【2】「2 体験の場」の地域生活支援事業の安心生活支援事業について、詳細を教えてください。

2点目に、「5 地域の体制作り」のグループホームの開設や運営について、素案ではグループホームの定員数が平成32年度までに30人ほどしか増えていませんので、必要とされる量に高齢化を視野に入れて、具体的な数字を示していただくと、現実的な数値を計画に盛り込めるのではないかと思います。

3点目に、同じく「5 地域の体制作り」に「地域包括システムを見据え、他制度等との連携を意識した～」とありますが、特に医療の連携が大事になります。高齢化も進んでいるため、医療的ケアなどの専門的な医療だけでなく成人病等の健常者も受けるような医療との連携も計画に盛り込んでいただきたいのですが、そのことについて意見を下さい。

磯部 委員： 1点目について、平成28年11月14日に改正された「地域生活支援事業の実施」の中に「地域移行のための安心生活支援」という項目があり、「障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備する。このことによって障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるように地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。」とされています。具体的な内容は「障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の地域生活への移行や定着のための支援体制を整備する。

(ア) 居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊）

緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保する。

(イ) コーディネート事業

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。」となっております。

安心生活支援事業を活用して地域生活支援拠点事業を具体的に実施する市町村があります。各市町村で実施要綱を定めて、市に不足しているものをカバーしているとのことですが、市川市では地域生活支援拠点の設置を先延ばしにしている状況です。

2点目のグループホームについて、生活支援部会で高齢化についてアンケートを実施しております。50歳を越える当事者をどのようなご家族が支えているのかを調査し、資料作りを進めています。

具体的にどれだけ必要かは現時点で示すことはできませんが、グループホームへの入居は緊急性の高い方が優先され、高齢化しても入居できない方もいら

っしゃるのが現状ですので、グループホームの定員数の数値目標については実状を見ながら、適宜見直していただきたいです。

3点目の医療との連携について、障害のある方は40歳くらいから身体的な機能低下があるという研究結果がでています。機能低下が早く訪れることを念頭に置き、医療的ケアのような専門的なものだけでなく、健常者にも起こる病気にもしっかりと受けられるように医療との連携が必要であると考えております。

また、精神医療についての連携も必要となります。

柴田 委員： 高齢化について話がありましたが、戦没者の慰霊祭の追悼式への参加が高齢化に伴い、大変困難になっております。慰霊祭を風化させないためにも、一般市民の方へご参加いただけるよう福祉を通じて周知いただきたいと思っております。

山崎(泰)委員： 過去から学ぶ必要がありますので、風化させないよう取り組んでいただければと思います。

分科会資料4の76ページの権利擁護について、市民後見人の養成、成年後見制度利用支援事業、裁判所への同行等取り組みがされております。

このような取組は親亡き後を考えて実施されていますが、実際は両親がご健在であっても必要であると思います。なぜかと言いますと、65歳以上の方は認知症予備軍を含みますと3~4人に1人、85歳以上の方の2人に1人は認知症と言われています。親が認知症になった場合は支援する方は後見人しかおりません。ですので、権利擁護の重点事業について、成年後見制度利用支援事業の相談件数を指標にするのではなく、後見センターの設置を何年度までに行うか設定する必要があります。障害分野だけでなく、高齢者、児童への虐待等もあり、今から準備しないと間に合いませんので、77ページには「後見センターの設置を念頭に置き」と書かれていますが、もっと踏み込んだ内容を盛り込んでいただきたいと思います。

村山 副会長： 自立支援協議会に児童に特化した部会を持ってほしいと思います。

中学生の時期に行動障害を併せ持ってしまったり、学校生活、家庭生活に困難を抱える人もいます。家族や周りの人が支援しても、結局は入所してしまったという話も聞きます。学齢期での発達支援の重要性を感じておりますが、現状では小学校低学年までの相談しか応じきれていないため、18歳までの発達療育支援を計画に入れて欲しいと考えております。自立支援協議会の委員の方は現状で十分とお考えか、支援を手厚くする必要があるとお考えか教えて下さい。

朝比奈 委員： 相談支援部会に障害児支援連絡会がございます。

村山副会長のお話は障害児に限ったものではないと思われま。国の政策でも子育ての相談ではなく、子育てを行う家庭の相談へと広げていかなければな

らないという方向性が示されています。相談機能も子供を育てている年代の問題を拾っていかなくてはならないという話があります。障害児を育てる家庭の困難が生活困窮者支援に繋がって、障害福祉分野と連携を取って対応することもあります。

学校年代の相談は学校を中心に展開していくということが仕組みとして位置づけられていますので、どのように支えていくかは施策全体の課題になっていると感じます。

山崎(泰)委員： 子ども包括の在り方も専門分科会で協議していただきたいのですが、子ども包括と基幹相談支援センターと高齢者の相談機関も将来的に統合していただきたいと思います。家族には障害のある方だけでなく、高齢者、児童と様々な構成があるので、相談機関にはそれぞれの専門家がいることが理想だと思います。

また、学校を起点とするソーシャルワーカーの配置を松戸市が始めています。ソーシャルワーカーならば相談を受けて関連機関へと繋ぐことができるので、包括的な視点で解決できます。分科会委員の皆様にも他市町村の取組みについて発信していただければと思います。

山崎(文)委員： 民生委員の方より学校での障害のあるこどもたちへの話し方、接し方がわからないという話がありました。親たちに向けて障害のあるこどもにどのように対応したらいいかお話しするとのことで、この分科会が終わった後にその方よりご相談を受ける予定です。そういった取組みにより、障害のあるこどもへの理解が深まって欲しいと思いますので、発言させていただきました。

庄司 会長： 他にご意見・ご質問はございますか。

一同： (なし)

庄司会長： 以上で本日予定されていた議事はすべて終了いたしました。このほか、事務局から何か連絡事項等がありますか。

#### ○事務局より事務連絡

庄司会長： それではこれで、第3回障害者福祉専門分科会を終了します。どうもありがとうございました。

### 3 閉会

【 午後3時00分閉会 】

平成29年9月20日

市川市社会福祉審議会

障害者福祉専門分科会会長 庄司 妃佐